

産業衛生 レポート

No.552

2025年9月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

令和7年度「全国労働衛生週間」(抄)について

～今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」～

(令和7年7月31日 厚生労働省公表)

10月1日(水)から7日(火)まで、令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します。

本週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

(別添) 抜粋

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨(一部省略:概要)

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎える。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進

が必要となっている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

また、職場における熱中症による死亡者数が 3 年連続で 30 人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和 7 年 6 月 1 日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2～9 (省略)

10 実施者の実施事項

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (エ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- (カ) 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策
 - ・「高齢労働者の安全と健康保持のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善や高齢労働者の特性（体力低下等）を考慮した作業内容等の見直し
- (キ) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
 - ・熱中症の恐れのある作業員の早期発見のための連絡体制の整備等、改正安衛則に基づく措置義務の徹底
 - ・暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施



- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえて配慮の実施
- (ク) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - ・ リスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減
 - ・ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚吸収等を防ぐための適切な保護具や、汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - ・ 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと（危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全、無害であることを意味するものではない）
 - ・ リスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - ※建築物等の解体・改修工事を業者に依頼しないで、自ら施工する場合（自主施工）も含む
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - ・ 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - ※現行の法規制に基づいて調査を行うこと
 - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- イ 労働衛生 3 管理の推進等（省略）
- ウ 作業の特性に応じた事項（省略）
- エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策（省略）

詳細は以下をご確認ください。

・【別紙】 [令和 7 年度全国労働衛生週間 実施要領.pdf](#)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について

～特定注文者・災害発生場所管理事業者に対し個人事業者に係る業務災害報告の義務付け～

(令和 7 年 7 月 25 日 パブリック・コメント)

労働安全衛生法第 100 条第 1 項の規定において、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者に対して必要な事項を報告させることができるとされており、これに基づく労働安全衛生規則第 97 条の規定による労働者死傷病報告制度により、労働者が労働災害等に遭った場合には労働基準監督署長に報告することとされている。

今般、[労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）](#) 第 100 条の 2 第 1 項により、労働者ではない個人事業者等の作業従事者についても、仕事の作業における事故等の業務災害の発生

状況に係る情報について調査を行うことができることとされ、同条第 2 項において、同条第 1 項の調査に必要なときは、省令で定めるところにより、事業者等に対し、必要な事項を報告させることができることとされたところ、当該報告義務の詳細に係る規定の整備等、所要の改正を行う。

● 改正の概要

- 特定注文者^{※1}・災害発生場所管理事業者^{※2}に対し、個人事業者が、労働者と同一の場所で行う仕事の作業による事故等の業務災害により死亡又は休業（4 日以上）した場合（過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害によるものを除く。）に、所轄の労働基準監督署長への報告を義務付ける。

※1 業務災害に遭った個人事業者に仕事を請け負わせ、自らも個人事業者と同じ場所で仕事を行う事業者（当該仕事为数次の請負契約によって行われるため、該当する者が複数あるときは、それらの者のうち当該個人事業者に対して最も後次の注文者とする。）。

※2 業務災害発生時に個人事業者が仕事の作業を行っていた場所を管理する事業者であって、その労働者が、当該場所で仕事の作業を行うもの。なお、災害発生場所管理事業者が義務を負うのは、当該業務災害の発生場所に、特定注文者に当たる者が存在しない場合のみ。

- 中小企業の事業者に対し、労働者と同一の場所で行う仕事の作業による事故等により、当該企業の役員等が死亡又は休業（4 日以上）（過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害によるものを除く。）した場合には、所轄の労働基準監督署長への報告を義務付ける。
- 個人事業者又は中小企業の役員等が、過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害に至った場合においては、当該個人事業者又は中小企業の役員等が、所轄の労働基準監督署長への報告をできることとする。
- その他所要の改正を行う

● 施行期日等

公布日 : 令和 7 年 11 月 (予定)

施行期日 : 令和 9 年 1 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

・[労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)

・【パブリック・コメント】 [改正概要](#)

(参考)

・[労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律\(令和7年法律第 33 号\)](#)

・【改正法令】 [概要.pdf](#)